

# 令和3年度（2021年度） 北方領土体験学習参加校募集要領

## ＜開催の趣旨＞

北方領土問題は、戦後75年が経過した今もなお、未解決のままです。

かつて北方領土で暮らしていた元島民の方々は、ふるさとの一日も早い返還を願いながら、自分たちの祖先が眠る地から離れて暮らしています。

道では、この北方領土問題について、次代を担う若い世代に関心と正しい理解を深めてもらうきっかけとなるよう、道内の中学生、高校生を対象に、北方領土の最も盛んな産業であった漁業に関する体験学習を実施します。

## 1 事業概要

日時 令和3年9月中旬から10月末まで（漁の影響により終了期日が早まることもある。）  
場所 根室管内市町（標津町）  
内容 北方領土学習、北方領土の語り部（元島民等）による講話、漁業体験学習

次第（予定） 【所要時間 およそ4時間30分 例：10:30～15:00】

- ・北方領土学習  
北方領土の歴史や産業等についての学習（講師：北方領土対策課職員）
- ・北方領土の語り部講話  
当時の暮らしや自身の体験についての語り（講師：元島民等）
- ・漁業体験学習  
サケ漁の学習及び水産加工体験（講師：南知床標津町観光協会）

### 【体験学習概要】

- ・当時、北方領土において主産業であったサケ漁をテーマとし、漁業の方法や加工方法等について説明を受け、新巻鮭作り体験を行うことで北方領土問題への関心と理解を深める。
- ・振り返り学習（感想文等の作成・提出）  
学習内容を深く理解させることを目的に振り返り学習を実施

## 2 主催 北海道

## 3 応募資格 道内の中学校又は高等学校

## 4 募集校数及び募集定員 2校80人まで（1校あたり40人まで（教員を除く））

## 5 募集期間 令和3年(2021年)8月20日（金）から令和3年(2021年)9月3日（金）まで ※応募定数になり次第、募集を締め切ります。

## 6 応募方法及び問い合わせ先 別添の応募用紙に記載の上、FAX、郵送又はメールにより応募願います。

なお、応募先及び問い合わせ先は、次のとおりです。

（北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係）  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話：011-204-5069（直通）  
FAX：011-232-1780

メール：ryodo.kikakuc@pref.hokkaido.lg.jp

応募用紙は、北海道のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/index.htm>

## 7 実施日及び費用について

- ・詳細な日程については、応募時にご相談ください。
- ・体験学習受講に係る費用は、北海道で負担します。
- ・出発地から体験学習実施場所までの往復交通費及び宿泊費は、原則自己負担とさせていただきます。なお、一部交通費については、予算の範囲内で、北海道が負担することが可能ですのでご相談ください。